

令和6年12月20日 事業所説明会における質問への回答について

1 共同生活援助

番号	質問1	回答
1	会議と事業所の見学の機会は同じ日でも可能なかどうか。	地域連携推進会議と事業所見学は同一日でも構いませんが、利用者については、様々な障害、状態の方がおりますので、出来る限り訪問日を分散させるなど、施設の利用者や職員の過度な負担にならないようにする配慮が必要です。 (参考「地域連携推進会議の手引き」P11)
2	手引きP11「7. 地域連携推進員の訪問の実施方法」の中に「地域連携推進員は、地域連携推進会議の開催日以外の任意の日程を選択し、施設等と調整を行い、訪問する日を決めることとなります」とある。地域連携推進員の訪問が、地域連携推進会議の開催日以外での日程調整が難しい場合は、地域連携推進会議の開催日と地域連携推進員の訪問日を同一にすることは可能か。	質問1の回答をご参照ください。
3	日中サービス支援型共同生活援助について、「自立支援協議会において評価を受ける」となっていますが、自立支援協議会の委員には細かな事業内容に不慣れな委員も多いため、いきなり評価といっても戸惑いもあると思われます。県においても、市町村への説明方法の例示などがあると良いと思います。そのような予定はあるのでしょうか？	国の基準に示されているとおり、共同生活援助の実施状況や地域連携推進会議における報告、要望、助言等又は第三者評価等の結果等をわかりやすい言葉を使うなどの工夫をして、報告してください。 また、法人内や職能団体、市町村自立支援協議会にて、障害福祉サービスの勉強会を行うなどの方法も効果的かと思えます。
4	お世話になっています。 グループホームを2か所運営。1か所ずつで指定を受けている。場所は同じ町内であるが離れていて、行政区も違う。この場合地域連携会議はそれぞれで持つのか？それとも同じ町内なので連携会議は1つで見学がそれぞれにすればよいのか？ 教えてください。	地域連携推進会議は、指定を受けた事業所単位で行ってください。 (参考「地域連携推進会議の手引き」P6)
5	地域連携会議の構成員について。 「地域の関係者」とは具体的にどんな人物か。	地域の関係者とは、自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方、学校関係者、地域で活動しているNPO法人、地域の障害当事者などが想定されています。
6	「市町村担当者」は障害福祉課からなるのか。または以前、何らかで福祉に携わっていた市役所の人物などでも良いか。	市町村担当者は障害福祉サービス関係課の職員です。以前、何らかで福祉に携わっていた市役所の人物は対象外です。
7	利用者負担額の家賃について 賃貸物件で、事業所側がリフォームを開業前にした場合。そのリフォーム分を、自己所有の建設費用と同じ考え方で、家賃に含められないか。 賃貸として貸すには、「古い、汚い、安全性が低い」等の物件でも、「現況渡し」希望の大家も多いため、共同生活援助を作る際にはリフォーム工事が必要になることが多い。それらを踏まえ、物件探しが困難な現状があります。	リフォーム代も周辺の家賃相場を超えない範囲であれば、勘案して構いません。

2 児童発達支援・放課後等デイサービス

番号	質問 1	回答
8	個別支援計画の支援目標についてですが、1つの目標に5領域のうち、いずれかが重複していれば1つの領域で目標を立てなくてもよいのでしょうか。	記載内容については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」（こども家庭庁支援局障害児支援課令和6年5月17日付け事務連絡）をご確認ください。
9	個別支援計画の担当者、提供機関の記載についてですが、主に携わる役職名を記載されていますが事業所の管理者、児発管含む全ての職員が携わる場合は、○事業所職員と記載してもよいのでしょうか。	主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載ください。
10	個別サポートⅢについて、不登校児童について、心理的な問題で午前中のみ登校出来るが、午後の授業を受けることが出来ない等、学校で定められている時間割の一部が不登校となる児童について、個別サポートⅢの不登校児童と考えることは可能か。	市町村判断になります。
11	個別サポートⅠについて、届出が必要な加算について説明があったが、放課後等デイサービスの個別サポートⅠについて、体制等状況一覧表に項目がある。報酬告示に「個別サポート加算Ⅰ（1）行動上の課題を有する就学児の場合」は届出要とされているが、「個別サポート加算Ⅰ（2）著しく重度の障害を有する就学児の場合」は届出要とされていないため、届出不要と解して良いか。	貴見のとおりです。
12	送迎について、児童指導員等は支援時間中の送迎は不可とされているが、例えば、送迎担当職員が急病により送迎不可となった場合に急遽代わりに送迎するなど、イレギュラーな場合であっても送迎することは認められないか。	送迎は可能ですが、児童指導員等加配加算等は算定不可となります。
13	送迎について、「支援時間の間は基準人員、加配人員の送迎は不可。左記以外の職員で送迎すること」とありますが、ご説明時に専門的支援体制加算の職員も送迎不可と仰られていましたので、不可に含まれるのでしょうか？よろしくお願いいたします。	専門的支援体制加算も加配人員ですので不可です。
14	加配人員が送迎に出ること自体は禁止されていないが、サービス提供時間内に送迎に出る場合は、配置基準を満たすための人員として数えられない。さらに、児発管は事業所全体の業務の客観性を担保する立場であることから、恒常的に送迎業務に関わることは望ましくない」という理解で間違いはないですか？	加配人員の支援時間（個別支援計画に定めた療育時間）の送迎は不可です。児発管についても、原則送迎不可という認識をお願いします。
15	児童指導員の送迎の原則不可とは支援時間帯を指しているのでしょうか？営業時間をとおしてなののでしょうか？	支援時間（個別支援計画に定めた療育時間）になります。
16	子どもの特性を考慮し、特定の支援者との信頼関係を先に構築する中で、慣れるまでの間、加配や児発管などの送迎は可能か。	加配人員の支援時間（個別支援計画に定めた療育時間）の送迎は不可です。児発管についても、原則送迎不可という認識をお願いします。

2 児童発達支援・放課後等デイサービス

番号	質問 1	回答
17	送迎時、学校都合や不穏児の対応で時間を要して遅くなり、次の送迎に間に合わない現状がある。予定通りにいかない場合、配置基準の2人は確保し、加配や児発管の送迎は可能か。	やむを得ない場合については送迎は可能ですが、加配人員が送迎を実施する場合、児童指導員加配加算や専門的支援体制加算の算定は不可となる。
18	支援時間中に常勤の有資格者が1人、非常勤の有資格者が3人出勤しているという状況下で、 基準人員2人とは？常勤の有資格者1人+非常勤児童指導員1人の計2人があることなのでしょうか？ 常勤・非常勤の別は問わず、有資格者が2人いれば良いのでしょうか？	1人以上は常勤をお願いします。ただし、常勤職員が有給休暇を取得する場合は、非常勤（保育士又は児童指導員）2人でも構いません。
19	支援プログラムの公表について、参考様式ではない様式で現在作成中でしたが、参考様式で公表すべきか？また、公表の際に、法人理念や営業時間等の記載が必要か？今現在作成中にはそこは入れていないので絶対記載必要項目を教えてください。	参考様式ですので、独自で作られた様式でも構いません。 ただし、記載すべき内容については、「児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて」（令和6年7月4日付けこども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）にて示されているので、その内容を網羅してください。
20	先ほど資料、送迎に関すること5領域に関するは以前に配布されているのでしょうか。配布している時期が分かれば教えてください。	保護・監査指導室が各市町村勉強会で利用している資料です。配布時期は説明会の日によります。